

大川広域行政組合職員の勸奨退職等に関する規程

〔 昭和49年12月13日 〕
訓 令 第 5 号

改正 昭和61年 9月 8日訓令第 2号 平成14年 3月29日訓令第 1号
平成16年 3月29日訓令第 8号 平成16年 6月29日訓令第23号
平成18年 3月24日訓令第 7号 平成19年 1月24日訓令第 1号
平成19年 3月29日訓令第11号 平成20年 1月15日訓令第 1号

(目的)

第1条 この規程は、定数の減少、職制の改廃、予算の減少その他事務の合理化により過員又は廃職を生じた場合、及び職員の新陳代謝を促進し、人事の刷新を図り、もって職員の勸奨退職等を促進することを目的とする。

(対象職員の範囲)

第2条 退職勸奨の対象とする職員は、次の各号のいずれかに該当する者のうち管理者が必要と認めた者とする。

- (1) 年齢が55歳以上の職員
- (2) 前号に掲げる職員以外で任命権者が特に必要と認めたもの

(退職勸奨の時期)

第3条 退職勸奨は、毎年1月4日から2月28日（その年が閏年のときは、同月29日）までの期間内に行うものとする。ただし、管理者が公務の運営上その他退職勸奨の時期及び期間について特に必要と認める場合は、退職勸奨の時期及び期間について別に定めるものとする。

(退職勸奨の方法)

第4条 退職勸奨は、任命権者が管理者の承認を得た上で、職員に対して期限を付して文書で退職の勸奨を行うものとする。

- 2 任命権者は、退職勸奨に応じた職員から承諾書を徴するものとする。ただし、当該職員が文書で退職を申し出た場合は、当該文書を承諾書とみなして取り扱うことができる。

(退職日)

第5条 退職勸奨による退職日は、当該退職勸奨を行つた日の属する年度の翌年度の3月31日とする。ただし、管理者が特に退職日を指定した職員については、その指定した日とする。

(退職手当)

第6条 退職勸奨を受けて退職した職員に対する退職手当は、香川県市町総合事務組合退職手当条例（昭和33年条例第1号）の規定に基づく勸奨退職の支給区分により支給する。

附 則

- 1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日において既に退職の勸奨年齢に達している者については、施行日から6月の期限を付して退職の勸奨をすることができるものとする。

附 則（昭和61年9月8日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月29日訓令第23号）

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日訓令第7号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日以前に勧奨に応じた職員への適用）

2 改正前の大川広域行政組合職員の勧奨等に関する規程により勧奨に応じた職員については、改正後の大川広域行政組合職員の勧奨等に関する規程第5条第2項の規定を読み替えて適用するものとする。

附 則（平成19年1月24日訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月24日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第11号）

この訓令は、大川広域行政組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年大川広域行政組合規則第6号）の施行日から施行する。

附 則（平成20年1月15日訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年1月15日から施行する。

（勧奨に応じた職員への特例適用）

2 この訓令の施行日前に退職の勧奨に応じた職員にあつては、改正後の大川広域行政組合職員の勧奨退職等に関する規程に関わらず、なお従前の規程を適用する。